

船舶事故調査報告書

令和3年4月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年3月17日 昼ごろ（推定）
発生場所	不明（安芸灘）
事故の概要	漁船 ^{こつん} 幸運丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸運丸、4.9トン YG3-50968（漁船登録番号）個人所有 11.30m(Lr)×2.95m×1.01m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和60年11月25日
乗組員等に関する情報	船長 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月26日 免許証交付日 令和元年5月27日 (令和6年12月19日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	プロペラ翼及びプロペラシャフト曲損、船底擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 0～2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が単独で乗り組み、桁曳き網漁を行う目的で、令和2年3月17日06時30分ごろ、山口県周防大島町浮島漁港を出港して山口県岩国市甲島周辺の漁場に向かった。 本船は、岩国錦帯橋空港の北東端から真方位190°700m付近に無人で漂着しているところを米海軍岩国基地の職員により発見され、16時00分ごろ同基地から岩国海上保安署あて通報された。 海上保安庁の巡視船艇及び地元漁船約10隻は、17日16時30分ごろから22時30分ごろまで船長の捜索を行ったあと、一旦中断し、翌18日06時30分ごろ、同庁巡視船艇及び地元漁船約30隻が捜索を再開していたところ、船長は11時00分ごろ、地元漁船により広島県江田島市沖美町岡大王の沿岸に漂着しているのを発見され

	<p>た。</p> <p>船長は、巡視艇により岩国海上保安署に運ばれた後、病院に搬送され、3月17日昼ごろ溺水したと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船(左舷側より撮影)、写真2 本船の後部甲板 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体に他船と衝突した痕跡はなかった。</p> <p>本船は、発見された際、クラッチが前進で、燃料は残っていたが機関が停止しており、漁具の桁と袋網は、櫓に吊り上げられた状態であった。</p> <p>船長は、発見された際、上下緑色のカッパを着用して、白色の長靴を履き、黄色の救命胴衣を装着していた。</p> <p>船長の家族は、本船に残っていた船長のカバンに、空の弁当と携帯電話が入っており、また、船長が通常昼前ごろ昼食を食べ終わっていたことから、昼頃の事故ではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船のGPSプロッターの映像は、甲島北西方沖から不自然に左旋回しながら岩国錦帯橋空港の方に向かっており、船長の家族は、船長が操業中はいつもほぼ直線でえい網しており、左旋回しながら操業することはありえないので、左旋回を開始した地点付近で本事故が発生したと思った。</p> <p>本船は、通常、甲島周辺海域で操業しており、桁曳き網を約45分間引いたあと、桁及び袋網をネットローラーで櫓まで吊り上げ、左舷船尾の黄色いビニールシートの上に袋網を少し巻き出し、漁獲物を船尾甲板に出していたが、本事故当時、桁及び袋網は櫓に吊り上げたままの状態となっていた。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、本事故当日、健康状態は良好だった。</p> <p>(写真3 本船のGPSプロッター映像 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、昼食の弁当を食べており、死体検案書の死亡したときが昼ごろとなっていたことから、昼ごろ落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、GPSプロッターの航跡が甲島島頂(102m)から真方位328°1.5海里付近から不自然に左旋回しながら岩国錦帯橋空港付近の海域方面に向かっていていることから、同地点付近海域で船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、桁と袋網が、ネットローラーで櫓まで巻き揚げられた状態であったことから、袋網を少し降ろして、漁獲物を後部甲板に降ろそ</p>

	うとしたときに、船長が落水して溺死した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、甲島周辺海域において、本船が操業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中は、十分に注意して落水防止に努めること。 ・ 乗船中は、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に着け、緊急時の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

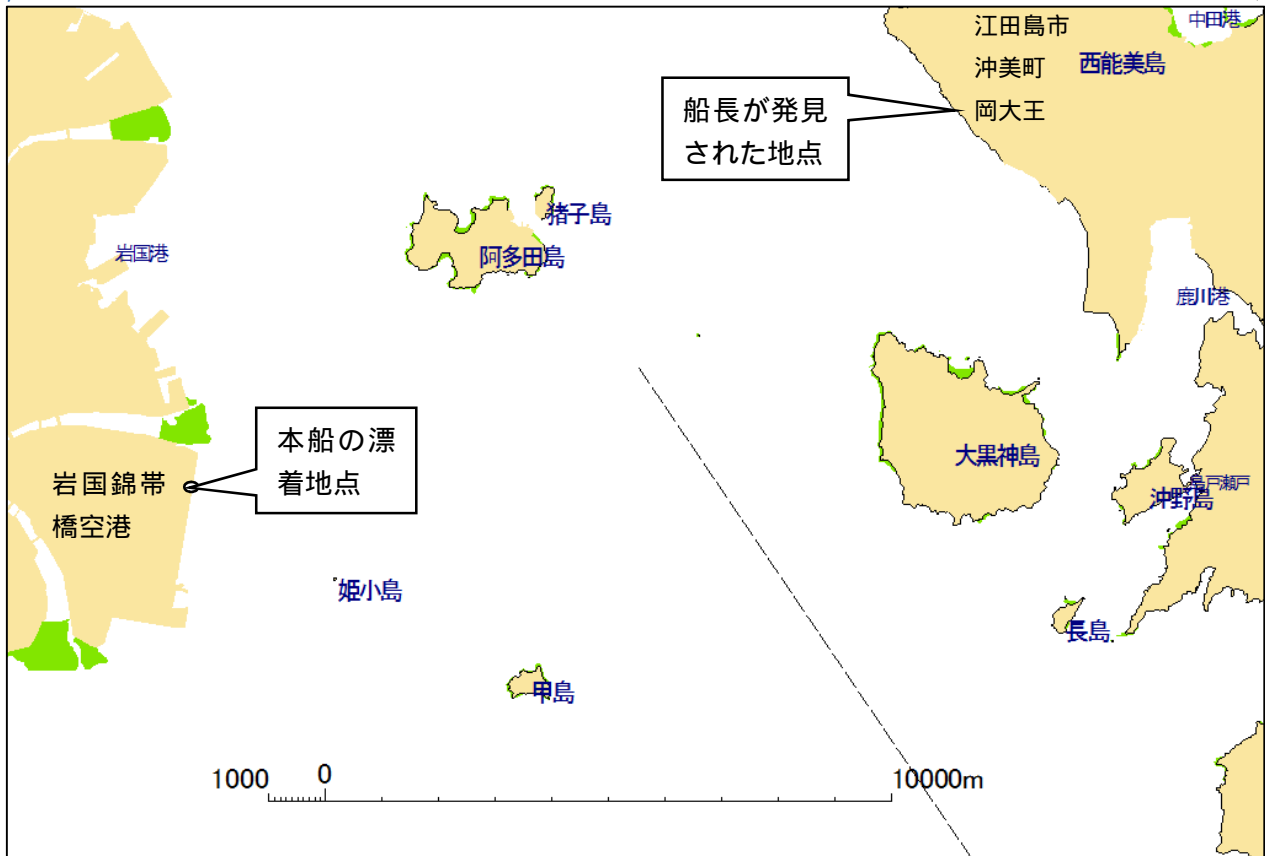
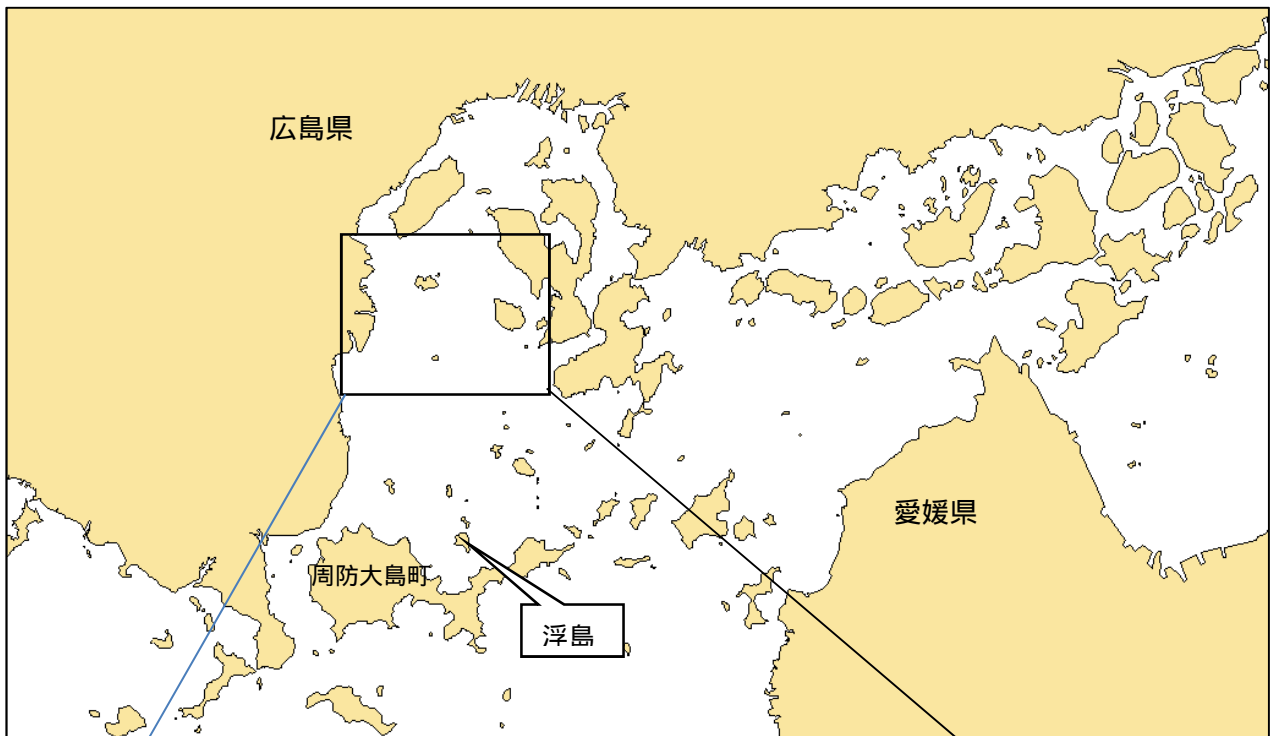


写真1 本船（左舷側より撮影）



写真2 本船の後部甲板



写真3 本船のGPSプロッター映像

